

共同研究契約書

国立研究開発法人防災科学技術研究所 契約担当役 理事 安藤 慶明（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、共同研究を実施するため、次のとおり契約を締結する。

（共同研究）

第1条 甲及び乙は、次の研究（以下「共同研究」という。）を共同で実施する。

1. 研究課題

〇〇〇〇〇〇

2. 研究目的

別添「共同研究実施計画書」のとおり。

3. 研究内容

別添「共同研究実施計画書」のとおり。

4. 共同研究計画

別添「共同研究実施計画書」のとおり。

5. 実施場所

別添「共同研究実施計画書」のとおり。

6. 実施期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

（管理及び分担）

第2条 甲及び乙は、それぞれ別添「共同研究実施計画書」に掲げる研究を分担し、且つこれを管理する。

（研究員）

第3条 甲及び乙は、それぞれ別添「共同研究実施計画書」に掲げる研究員を共同研究に参加させる。

2 甲及び乙は、共同研究の実施にあたり、別添「共同研究実施計画書」に掲げる者の参画に予め同意する。

3 乙は、別添「共同研究実施計画書」に掲げる者のうち、甲に所属する研究員以外の者に対し、本契約における、自らの義務と同等の義務を自己の責任において課すものとする。

(共同研究の中止又は期間の変更)

第4条 天災その他の共同研究の遂行上やむを得ない事由がある場合は、甲及び乙が協議の上、共同研究を中止し又はその実施期間（第1条に規定する実施期間をいう。以下同じ。）を変更することができる。

(共同研究に要する経費及び執行)

第5条 甲及び乙は、それぞれ別添「共同研究実施計画書」に掲げる経費を分担する。なお、経費は、甲の経理処理ルールに則り執行するものとし、執行及び管理は、甲が行うものとする。

(共同研究成果報告書の作成及び提出)

第6条 甲及び乙は、協力して、共同研究期間中に得られた研究成果について、共同研究成果報告書を取りまとめるものとする。

2 乙は、共同研究終了後、速やかに、共同研究成果報告書を甲に提出するものとする。

(設備の利用等)

第7条 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、相手方の施設・設備等を利用し、又は相手方の場所に機器等を持ち込んで使用することができる。

(技術知識の提供)

第8条 甲及び乙は、それぞれの研究のために必要と認めるときは、相手方に対し、本研究の結果から得た技術上の知識の提供を求めることができる。

(知的財産の公表等)

第9条 甲及び乙は、共同研究の実施期間中及び終了後において、共同研究の成果（本共同研究に基づいて得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウその他技術的成果、並びに取得したデータ及び画像等をいう。（以下「知的財産」という。））を第三者に開示しようとするときは、予め相手方の同意を得るものとする。ただし、開示することにより相手方の業務に支障をきたす部分が含まれている場合は、甲及び乙が協議の上、当該部分の全部又は一部を開示しないことができる。

(知的財産及び知的財産権の帰属)

第10条 共同研究によって得られた知的財産及び特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、回路配置利用権及びこれら権利に関連した技術情報、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（以下「知的財産権」という。）については、甲及び乙の共有とし、その取り扱いについては、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(知的財産権の出願等)

第11条 甲及び乙は、共同研究の実施に伴う発明、考案及び意匠の創作（以下「発明等」

という。)が得られた場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、甲及び乙の研究者が共同研究の結果独自に行った発明等に係る特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願その他の出願等(以下「出願等」という。)を行おうとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。
- 3 甲及び乙は、甲及び乙の研究者が共同研究の結果共同発明等が生じた場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、甲及び乙の持分を協議した上で、別途締結する共同出願契約等にしながら共同して出願等を行うものとする。

(実施の許諾)

第12条 甲又は乙は、知的財産権に関し、甲又は乙以外の第三者に優先実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、申請書を甲又は乙に提出し、承認を受けなければならない。

(著作権及びノウハウの取り扱い)

第13条 甲及び乙は、共同研究の結果生じた著作権及びノウハウの取り扱いについては、第9条から第12条における発明等の取扱いに準じるものとし、甲乙協議の上、別途決定するものとする。

(物件に係る権利の帰属)

第14条 甲及び乙は、共同研究を行うために取得した物件に係る権利は、その費用を負担した者に帰属するものとする。ただし、費用の負担した者の同意を得た上で、異なる扱いとすることができるものとする。

(賠償責任)

- 第15条 甲又は乙に属する研究者等が、共同研究を行うに当たり故意又は重大な過失によって、相手方の所有する設備等に損害を与えたときは、それぞれ、損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲又は乙の所有する設備が故意又は重大な過失によらず不具合を起こした場合、その原因において共同研究の目的が達成されなかったとしても、甲又は乙は一切の責を負わないものとする。
 - 3 共同研究に係る一連の作業上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、当該傷病又は死亡がそれぞれ共同研究に係る相手方の作業に従事する者の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、甲及び乙は、相手方に対して補償を求めないものとする。

(安全管理)

- 第16条 甲及び乙は、それぞれが管理する場所における安全の確保に関しては、相手方の責に帰すべき理由によるものを除き、その責任を持つものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方が管理する場所において共同研究を行う場合は、相手方の定める安全に関する諸規定及び相手方が安全のために行う指示に従うものとする。

(秘密を守る義務)

第17条 甲及び乙は、共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、甲及び乙の研究員以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、甲及び乙の研究員がその所属を離れた後も含め保持する義務を、甲及び乙の研究員に対し負わせるものとする。ただし、各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲及び乙は、本契約締結時に、自ら（甲又は乙の役職員及び従業員を含む。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを保証し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方（役職員及び従業員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合において、本契約を解除された相手方は、当該解除により発生した自己の損害を相手方に請求できないものとする。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (2) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行い、又は第三者にこれらの行為を行わせたとき。

(契約期間)

第19条 本契約の有効期間は、第1条第6項に定める期間とする。

2 前項の規定に関わらず、第9条から第13条及び第17条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまでその効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第20条 本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定

めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台三丁目1番地
国立研究開発法人防災科学技術研究所
契約担当役 理事 安藤 慶明

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○